

訴訟事件の判決及び同判決に対する控訴の提起について

1 事件名

損害賠償等請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第250号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区及び中野区長

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）6月 9日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）7月 7日 東京地方裁判所で一部却下、一部棄却判決の言渡し

7月24日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、被告中野区長が東京消防庁中野消防署長に対し、中野区の行政財産である土地の一部を中野消防団第五分団の防災資器材格納庫を建設して使用するための敷地として使用許可したところ、原告は、(1)被告中野区長が当該敷地以外の部分で当該防災資器材格納庫の建設工事の施工上必要となる範囲の土地（以下「本件工事用地」という。）について、東京消防庁中野消防署長に対して利用の承認（以下「本件利用承認」という。）をしたと主張して、①被告中野区に対して、本件利用承認は必要な手続が履践されておらず違法であるとし、本件利用承認の取消しを求め、②被告中野区長に対して、中野区長である田中大輔が違法な本件利用承認をしたことにより被告中野区に使用料相当額の損害を与えたとし、田中大輔に対して債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求として31万7,689円余を被告中野区に支払うよう請求することを求めるとともに、(2)被告中野区長に対して予備的に、本件利用承認の事実が認められないとしても、①東京消防庁消防総監であったA及びBは、何らの権限もないのに本件工事用地を工事請負人に指示して利用又は占有させたことにより被告中野区に使用料又は賃貸料相当額の損害を与えたと主張し、A及びBに対しては損害賠償請求として、②東京都は、工事請負人との関係において工事用地の確保のために必要な費用の負担を免れ、使用料又は賃貸料相当額の利得を得ていたと主張し、東京都に対しては不当利得返還請求として、31万7,689円余を被告中野区に支払うよう請求することを求めた住民訴訟である。

5 請求及び原因

(1) 請求内容

ア 被告中野区に対する請求

被告中野区長（処分行政庁）が、東京消防庁中野消防署長に対してした本件利

用承認を取り消す。

イ 被告中野区長に対する請求

(7) 主位的請求

被告中野区長は、田中大輔に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被告中野区に支払うよう請求せよ。

(イ) 予備的請求

被告中野区長は、A、B及び東京都に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被告中野区に支払うよう請求せよ。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 本件工事用地に関し、被告中野区長は本件利用承認をしたが、本件利用承認は、実質的には土地の目的外使用許可（地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項）であるのに、必要な手続が履践されておらず、違法である。

イ 中野区長である田中大輔は、違法な本件利用承認をしたことにより被告中野区に使用料相当額の損害を与えた。

ウ 本件利用承認の事実が認められないとしても、東京消防庁消防総監であったA及びBは、何らの権限もないのに、請負業者に指示をして本件工事用地を不法に占有させており、このことについては用地確保義務を懈怠した上、請負業者による不法占有につき中止等の適切な措置を講じなかったという注意義務違反があり、これにより被告中野区に損害を生じさせたのであるから、本件工事用地の使用料又は賃貸料相当額の損害について、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

また、当該請負業者による不法占有につき、東京都は、工事用地を確保するために必要な費用の負担を免れたのであるから、法律上の原因なき利得があるというべきである。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えのうち、被告中野区に対する請求に係る部分並びに被告中野区長に対する主位的請求に係る部分及び同被告に対する予備的請求のうち東京都に対し不当利得返還請求をすることを求める請求に係る部分を却下する。

イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 被告中野区に対する請求に係る部分及び被告中野区長に対する主位的請求に係る部分について

原告が主張する本件利用承認は財務会計上の行為ということとはできず、原告が本件利用承認が存在することを前提としてその取消し等を求めて行った監査請求（以下「本件監査請求」という。）は、住民監査請求の対象となり得ない行為を対象としてされたものであり、これを不適法なものとして却下した中野区監査委員の判断が違法であるということとはできないことから、当該部分は適法な監査請求を経ていない。

イ 被告中野区長に対する予備的請求のうち東京都に対し不当利得返還請求をすることを求める請求に係る部分について

原告は、平成28年11月2日にした訴えの変更（以下「本件訴え変更」という。）により東京都を怠る事実の相手方とする不当利得返還請求を追加したが、本件訴え変更後の新請求は、本件訴え変更時を基準として出訴期間を決すべきところ、本件訴え変更は、本件監査請求に係る結果通知を原告が受領した同年5月12日から30日（法第242条の2第2項第1号）を経過した後にされたものであるため、当該部分は出訴期間を経過して提起された不適法な訴えである。

ウ その余の請求（被告中野区長に対する予備的請求のうちA及びBに対し損害賠償請求をすることを求める請求）について

原告が主張する被告中野区のA及びBに対する損害賠償請求は、東京都の公務員個人に対して損害賠償請求をするものであるところ、被害者とされる被告中野区との関係において、東京都が国家賠償法第1条により賠償責任を負うことがあっても、当該公務員が行政機関としての地位においても当該公務員個人としてもその責任を負うものではないと解され、また、仮に工事の施工上必要な用地につき正式に法第238条の4第7項の規定に基づく使用許可がされたとしても、その使用料の免除決定がされる蓋然性は高く、原告が主張するような使用料相当額の損害が発生するものと認めるには足りないことから、A及びBが被告中野区に対して損害賠償責任を負うものと認めることはできず、A及びBに対する損害賠償請求をすることを求める請求は、理由がない。

7 控訴の提起

(1) 事件名

損害賠償等請求控訴事件（東京高等裁判所 平成29年（行コ）第244号）

(2) 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区及び中野区長

(3) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人中野区長が、東京消防庁中野消防署長に対してした本件利用承認を取り消す。

ウ 被控訴人中野区長は、田中大輔に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被控訴人中野区に支払うよう請求せよ。

エ 被控訴人中野区長は、A、B及び東京都に対し、31万7,689円及びこれに対する平成28年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を被控訴人中野区に支払うよう請求せよ。

オ 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。